

## 尚志会会費等納入細則

第 1 条 本細則は、一般社団法人尚志会定款（以下「尚志会定款」という）第 3 1 条により、決定する。

第 2 条 尚志会定款第 1 4 条に示す入会金は、5 0 0 円とする。

第 3 条 尚志会定款第 1 3 条に示す年会費は、2, 5 0 0 円とする。

第 4 条 年会費を 3 0 回以上納入した会員のうち、満年齢 7 5 歳以上の会員については、年会費納入を免除する。  
ただし、自己申告書を支部長を経由して、理事長に提出するものとする。

(附則)

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 4 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。